

別表

| 手当の名称 | | 主な支給対象職員・支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 | |
|-------------|---------|---|--------------|------------------|
| 税務手当 | | 市税の賦課又は徴収の事務に従事した職員 | 月額 | 円 2,000 |
| 調査手当 | | 市税の賦課調査又は評価のため外勤した職員 | 日額 | 300 |
| 徴収手当 | | 市税、し尿処理手数料、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の徴収のため外勤した職員 | 日額 | 300 |
| 社会福祉業務手当 | | 社会福祉業務に従事した職員で規則で定めるもの | 月額 | 5,000円以内で規則で定める額 |
| 保育士・保健師等手当 | | 保育士、保健師等の職にある職員で規則で定めるもの | 月額 | 5,000円以内で規則で定める額 |
| 給食調理手当 | | 給食員の職にある職員で給食調理に従事したものの | 月額 | 2,000 |
| 感染症処理手当 | | 感染症患者の収容及び患者消毒作業に従事した職員 | 日額 | 1,000 |
| 行旅死亡人取扱手当 | | 行旅死亡人が発生した場合、その処理作業に従事した職員 | 1回 | 3,500 |
| 行旅病人取扱手当 | | 行旅病人が発生した場合、その処理作業に従事した職員 | 1回 | 2,500 |
| 動物死体処理手当 | | 動物の死体処理作業に従事した職員 | 1件 | 300 |
| 電気主任技術者管理手当 | | 当該施設の電気設備の管理の責めに任ずる職員 | 月額 | 3,000 |
| ボイラー技術者管理手当 | | 当該施設のボイラー設備の管理の責めに任ずる職員 | 月額 | 2,000 |
| 土木・建築等技術者手当 | | 土木、建築等に関する業務に従事した職員で規則で定めるもの | 月額 | 5,000円以内で規則で定める額 |
| じん芥処理作業手当 | | じん芥処理作業に従事した職員 | 日額 | 500 |
| 清掃作業手当 | | 下水、道路及び公園の清掃作業に従事した職員 | 日額 | 500 |
| 危険作業手当 | | 危険作業に従事した職員 (1) 凶暴性精神病患者の救護収容 (2) 在宅結核患者の調査及び療養指導 (3) 消毒又は病虫害防除等の散布に従事した職員 (4) 市施工の工事現場における身体に著しく危険な作業 (5) 水防その他災害救助における著しく危険な作業 (6) その他市長が特に認めた危険な作業 | 日額 | 500 |
| 消防 手当 | 火災等出場手当 | 火災等に出場し、火災防衛活動等に従事した消防職員で規則で定めるもの | 1回 | 500円以内で規則で定める額 |
| | 機関員手当 | 消防自動車等の機関員となつた消防職員で規則で定めるもの | 月額 | 3,000円以内で規則で定める額 |

| | | | |
|-----------|--|-----|-------|
| 夜間特殊業務手当 | 正規の勤務時間として夜間(午後10時から午前5時まで)業務に携わった交替制勤務の消防職員 | 1当務 | 300 |
| 予防・火災調査手当 | 予防(査察)業務又は火災調査に従事した消防職員 | 日額 | 300 |
| 通信業務手当 | 通信指令業務員となつた消防職員 | 月額 | 2,500 |
| 救急救命士手当 | 救急救命士の免許を受けている消防職員で救急活動に従事したもの | 月額 | 5,000 |
| 用地取得交渉手当 | 用地の取得交渉に従事した職員 | 日額 | 300 |
| 衛生管理者手当 | 衛生管理者として従事した職員 | 月額 | 2,500 |